

令和 5 年 第 5 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 5 年 5 月 10 日

柳川市農業委員会

第 5 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 5 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 49 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 15名 欠席者 4名

推進委員出席者 16名 欠席者 3名

議 題 議案第21号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第23号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第25号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農業用施設への転用届出書について

その他

農業委員

出席委員（15名）

1番 高田 一利
3番 山田 英行
5番 古賀 勝次
8番 三小田 由勝
11番 松藤 政義
15番 河口 隆光
17番 阿志賀 一喜
19番 山田 善治

2番 亀崎 忠治
4番 吉丸 隆吉
7番 大淵 秀樹
9番 藤木 一彦
12番 松藤 一利
16番 園田 清美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（4名）

6番 椛島 練二
13番 松藤 和彦

10番 田中 満義
14番 島添 茂樹

推進委員

出席委員（16名）

龍 繁 樹
藤木 二三男
梅崎 直 祝
野口 秀 一
米田 秀 俊
平川 貴 大
浦 幸之助
吉開 健

藤吉利 広
亀崎 壽 満
古賀 宏 義
櫻木 利 和
高口 勇 晴
松藤 稔
原 壽 利
江口 克 子

欠席委員（3名）

椛島 一 晴
三浦 榮 一

鶴田 信 行

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

定刻になりましたので、第5回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。御着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長、よろしく申し上げます。

○議長（山田善治君）

皆様こんにちは。寒暖差がひどくなって、暑いのか寒いのか、何か感じるが遅くなって、順調に老人になってきているなと思っています。

本日の出席委員は15名、定足数であります。また、16名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和5年第5回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

議案書を御覧ください。

令和5年

第5回柳川市農業委員会総会議案

議案第21号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第23号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第25号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. 農業用施設への転用届出書について

その他

令和5年5月10日提出

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

○議長（山田善治君）

今回提案しております案件は、議案第21号から議案第25号までの5件と報告3件、その他1件であります。

本日の議事録署名委員に、8番三小田由勝委員、11番松藤政義委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第21号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積747平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積595平米、外3筆、合計1,203平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積86平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積874平米、外1筆、合計1,354平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、離農する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、離農する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は4筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、弟の〇〇から、兄の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号1番から4番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第21号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成であります。よって、議案第21号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の3ページを御覧ください。

議案第22号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積500平米。申請人、〇〇。転用目的、一般住宅。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇が、自己用住宅を建設するための申請です。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則、転用不許可ですが、本件は「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の集落に接続して設置されるもの」であったため転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第22号について、御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成であります。よって、議案第22号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第23号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積232平米、外1筆、合計453平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、農業用倉庫。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積805平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、共同住宅。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積710平米、外5筆、合計2,250平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、宅地分譲。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,997平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇。転用目的、駐車場及びイベントスペース。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が、農機収納倉庫を建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が、共同住宅を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が、宅地分譲を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は雑種地1筆を含む7筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇が、自社のアウトドア商品のイベントスペースと来客駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則転用不許可ですが、本件は農業の振興に資する施設の用に供するために設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番から4番の農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番は三橋庁舎から300メートル以内の農地のため、3番は用途地域内の第1種居住地域の農地のため、4番は用途地域内の準工業地域の農地のため、よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第23号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第23号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第24号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第24号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,412平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,082平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,193平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,953平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,671平米、外2筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番と2番は柳川地区、3番は昭代地区、4番と5番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。議案第24号 申請番号第1番と2番は、推進委員の龍繁樹委員と藤吉利広委員、申請番号3番は、推進委員の椛島一晴、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号4番と5番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの9名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第24号については、先ほどの9名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第25号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第25号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、A4サイズ1枚ものの別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業広告概要表。広告年月日、令和5年5月11日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権。地目・田。農用地の利用内容、水田として。

面積1万2,114平米、筆数11筆。売り手4名、買い手4名。

利用権の種類、所有権。地目・畑。農用地の利用内容、畑として。面積2.22平米、筆数1筆。売り手1名、買い手1名。

続きまして、裏面の各筆明細を御覧ください。

所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積371平米、外1筆、合計1,396平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和5年5月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、〇〇、外5件となっております。

続きまして、A4サイズ2枚、A3サイズ1枚の農用地利用集積事業公告概要表の利用権設定関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表、公告年月日、令和5年5月11日。

1、利用権設定関係（存続期間変更）

こちらにつきましては、年数と筆数のみを読み上げてまいります。

変更後存続期間、年数6年。筆数3筆。

変更後存続期間、年数9.5年、筆数2筆。

変更後存続期間、年数10年、筆数9筆。

変更後存続期間、年数11.5年、筆数9筆。

変更後存続期間、年数12年、筆数3筆。

変更後存続期間、年数13年、筆数1筆。

続きまして、ナンバー3分の2ページを御覧ください。

変更後存続期間、年数15年、筆数3筆。

変更後存続期間、年数20年、筆数25筆。

続きまして、ナンバー3分の3ページを御覧ください。

こちらにつきましては、賃借料と筆数のみを読み上げます。

1、利用権設定関係（賃借料変更）

変更後賃借料〇〇円、筆数4筆。

変更後賃借料〇〇円、筆数1筆。

詳細につきましては、別紙A3サイズの各筆明細を各自でお読み取りください。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第25号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第25号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年3月28日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,247

平米、外2筆、合計4,830平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知、備考、離作料なし、外21件です。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年3月30日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積423平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。適用条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約、外5件となっております。

続きまして、12ページの下段を御覧ください。

報 告

3. 農業用施設への転用届出書について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年3月31日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積47平米。届出者、〇〇。耕作面積、18,770平米。備考、農業用通路。

報告は以上です。

○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告が終了いたしました。

続きまして、その他について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、議案書と一緒に同封をいたしておりました、左上にその他資料というふうにご覧いただけます資料をお手元をお願いいたします。

まず、このその他として、本日は農地法の第18条第1項の規定による許可申請書というのが提出をされております。これはまたどういったものかということについて、本日の総会の

中ではお知らせをさせていただきたいと思います。

今後の進め方によって、これは要するに県知事権限で解約・解除をお願いしますというふうな申請書になっておりますので、一定の調査等を経た上で再度、農業委員会の総会にこの許可申請書が妥当なのかどうかという判断の下に、県知事の方に送り込むというふうな流れになっていこうかと思っております。

それで、概要を資料によりまず説明させていただきます。

まず、上のほうから、農地又は採草牧草地の賃貸借の解約等の制限ということで、農地法の第18条のほうに規定されておりますけれども、農地法第18条に係る規定では、農地の解約等を県知事の許可を受けなければならないというふうにされております。しかしながら、ほとんどの場合は、いつも総会の報告でさせていただくように、第18条の第6項の規定による通知書ということで、いわゆる所有者と借りてある方、このお二人が合意して、書面によって農業委員会にその合意の書面を通知していただければ、それによって解約が認められるというふうなことになっております。

今回の許可申請書ですけれども、同じく第18条の第1項のほうに、これが一番下のところを御覧いただきたいと思いますが、所有者と、いわゆる借りてある方の間でトラブル等が発生した場合の、県知事が解約を許可できる場合の事例の一つとして記載をいたしております。一番下の黒丸のところになります。

賃借人の信義違反の場合ということで、理由もなく長期間賃料を払わず、催促しても取り合わないといった場合、賃貸人、いわゆる所有者は、その借りている人とこれ以上賃貸借関係の維持が不可能であることが客観的に認められる場合など、借りている方が信義に反することをしているとき、こういった場合は県知事が解約等を許可できるという例の一つになっております。

今回の内容がどうだったかというふうなところを真ん中の黒い四角のほうに書いております。

まず、農地法第18条第1項の規定による許可申請書について、先ほども申しましたけれども、県知事権限で農地の賃貸借の解除・解約等を許可してもらうための申請になっております。

申請に係る関係者として、申請書の提出者、いわゆる農地所有者、お名前が〇〇。そこを借りていらっしゃる耕作者、一応、台帳上は残存小作の設定になっております。借りてい

らっしゃる方が、同じく間、お名前が〇〇というふうに台帳上はなっております。

農地の所在と面積ですけれども、〇〇、面積が1,097平米です。

持ち主の方がこの申請に至った概要ということで、平成30年度から令和4年度分の賃料、5年間分を文書等で催促しても反応がなく、応じてもらえていないと。ほかにも、5年間分の賃料を免除、いわゆる賃料はもう要りませんので、賃貸借の合意解約を文書等でお願ひしますという旨を申し出ても、これまた反応がなく応じてもらえないというところがございます。最近では、借りている方が直接耕作もされていないという状況のようでございます。よって、これらのことから、県知事の権限で賃貸借権の解除、解約等を許可してもらうために、農地所有者であります〇〇のほうから許可申請書が提出されております。

この間、ちょっと時間をかけて持ち主の方からの資料も踏まえて、借りてある側の〇〇、この方自身はちょっと御高齢で、聞き及びますと施設か何かにお入りになってあるというふうなことで、同じ家族の中に息子さんとかが住んでありまして、まず、その息子さんとの接触を昭代地区の古賀勝次委員さんからもしていただいておりますけれども、農業委員会のほうに出向いてもらえませんかということを借りてある側の方に伝えても、この間、おいでにもならないというふうな経過が一応ございます。

それで今回、この申請書に基づき、多少また調査等も行いながら、あるいは地元の昭代地区の委員さんに御協力をお願いする場面もあるかとは思いますが、一定の調査期間を踏まえて、あと、県のほうと協議して、いずれかの段階でまた農業委員会の総会の中で、議案として提出をさせていただくことになろうかと思っておりますので、本日は、その内容を一応前もってお知らせをしておきたいと思っております。

以上でございます。何か御質問がございましたら。

○推進委員（亀崎壽満君）

この賃貸借権の発生はいつですか。

○事務局長（乗富和也君）

いわゆる残存小作という設定になっておりますので、当時の所有者さんと、いわゆる作ってきてある方の先祖の方というか、その間で結ばれている書類のコピーが付けられてあったのを見ると、昭和25年ぐらいからスタートしておったようです。

○推進委員（亀崎壽満君）

もう一ついいですか。その下に「最近では耕作もされていない。」、何年間ほったらかして

ありますか。

○事務局長（乗富和也君）

具体的にはちょっと、所有者の方にも伺いましたけど、逆にいうと5年間分は賃料をお支払いをされていないということでございますので、恐らく、ここ5年間は——ただ、草等は何とか管理はされてある状況ではあります。

○推進委員（亀崎壽満君）

分かりました。

○議長（山田善治君）

〇〇て生きてあるんでしょう。

○事務局長（乗富和也君）

御存命です。

○議長（山田善治君）

いわゆる、畦はなかということだからですね。

○事務局長（乗富和也君）

普通にがちとした畦じゃなくて、ちょっと低くなっているというか、そういう感じで、これが畦のようですねというところは現場でも何とか見える状況にはなっております。一応、場所の地図等も一緒に付けてはおりますので、今後のまた動きの中で、どこかのタイミングで農業委員会の総会のほうに議案としての提出になっていこうかと思っておりますので、改めまして、本日は、こういうのが出ておるといことのお知らせとしてお含み置きをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山田善治君）

吉丸委員さんたちは知っていますか。

○4番（吉丸隆吉君）

それは全然分からないですね。

○議長（山田善治君）

知らないですか。

○4番（吉丸隆吉君）

はい。

○議長（山田善治君）

あなたも知らないですか。

○5番（古賀勝次君）

以前、農業委員会にちょっと連絡ば取ってくれと幾ら言っても、聞き入れない。（発言する者あり）

だから、〇〇の名義になっているからですね、姉弟の3人で、男の子が1人でしょうが。あとは姉が2人いるから、そこで3人のところでいろいろ話してもらわいといけないでしょうね。（発言する者あり）

○議長（山田善治君）

昔からの因縁があるんですね。（発言する者あり）

○17番（阿志賀一喜君）

本人さんとは話されないんですか。（発言する者あり）

○推進委員（原 壽利君）

議長いいですか。

○議長（山田善治君）

どうぞ。

○推進委員（原 壽利君）

参考までにですけど、実は私の集落にもあるからですね。

これは県知事に出して、書類はどういった、もう結局、返しなさいという書類が行くか、ただ書類を県が送るだけですか。

○事務局長（乗富和也君）

内容的には、今回は所有者が申し出てある内容ですけど、所有者の方のお一人の名前で、いわゆるこういう状況なんですよという資料も一応、所有者の方が付けてはあります。原委員さんがおっしゃってあるのも、例えば、所有者の方と作り手さんと設定がされていて、どうしても、貸しているけど、ひとつも賃料含めてということになっていけば、今回のようなケースと同じ扱いになってくるのかなというふうには思っております。

最終的に、農業委員会としてもこれは許可してもらわなければという判断の下に、今度は県知事のほうに送り込むんですよ。そして再度、今度は県のほうでもまた審議、調査なりをしてから、最終的に県知事としての決定を出すと思います。

○推進委員（原 壽利君）

はい、分かりました。

○議長（山田善治君）

これは古賀委員さん、あなたたちが行って話をつけてやらないと話をつかないでしょう。

（発言する者あり）

○議長（山田善治君）

そいけん、昭代の人がまとまって行くよりほかないでしょう。

○5番（古賀勝次君）

相手が聞くような人じゃないじゃないですか。（発言する者あり）

○事務局長（乗富和也君）

所有者の方が施設に入っていらっしゃって、もう御高齢ということで、そういった場合、一応話をする相手としては、同じ家族の方の代理扱いとして、実際に作ってある方は多分、息子さんらしかったですよね。そういうところもあって、結局接触ができそうな息子さんと接触もしてもらったけれども、もう反応もないということで。

○17番（阿志賀一喜君）

息子は正式な後見人とかじゃないんでしょう。

○事務局長（乗富和也君）

いわゆる、同居して、住所的には一緒である実の息子さんということですよ。（発言する者あり）

○2番（亀崎忠治君）

局長、時間かけて解決していかないですか。ここで話してもまとまらない。

○議長（山田善治君）

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

連絡事項でございます。

まず1点目が、先ほどのあっせん委員のほうに、後ほど資料をお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

それと、次回6月の総会でございます。

次回総会は6月9日金曜日になりますけれども、同じく午後2時からこちらのほうで開催

をしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（山田善治君）

これもちまして、令和5年第5回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時49分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年5月10日

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

会 議 録 署 名 委 員 三小田 由 勝

〃 松 藤 政 義